

2016年5月25日

## 刑事法(性犯罪関係部会)の法制審議会ヒアリングにおける発言内容

この度は、このような機会をいただきありがとうございます。  
ご紹介いただきました SIAb.のけいこと申します。

SIAb.という、近親姦虐待被害当事者のための自助グループの活動をしております。  
お手元の資料の2つ目が、その詳細です。

では、一つ目の資料をご覧ください。

今日は、ここに挙げた3つの視点からお話しさせていただきます。

1. 人間ひとづくり・弱者保護を基本とした刑法整備の必要性
2. 性虐待被害は、あらゆる社会問題や犯罪の根源のひとつと捉えた、刑法整備の必要性
3. 『被害者が恥ずかしがることはない。恥ずべきは加害者』  
そして『家族は安全ではない』という社会認識を広げる必要性

なお、諮問の各要綱（骨子）に対する意見は、1つ目の資料に書いてありますので、ご一読いただければと思います。

では、本題に入ります。

私は、兄と父から、挿入を含む近親かん虐待の被害に遭っていました。

ですので、今日は要綱（骨子）第3の『看護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為又は性交等にかかる罪の新設』を中心に、私の被害体験や、仲間の声を交えて、お話しさせていただきたいと思います。

また、資料3には、SIAb.に参加する仲間の生の声を、アンケートの形でまとめたものを添付させていただいていますので、ぜひ、ご一読ください。次に、

私の体験をお話しさせていただきます。

私は、兄に4歳頃から、父からは10歳くらいから性虐待被害に遭っていました。

子どもが、大人に性器を挿入されるということは、かなりの痛みを伴います。物を入れられて取り出せなくなっても、膣内に射精された時も、誰にも相談できずに、不安に押し潰されそうでした。

17歳～40歳くらいまで、下半身が性行為に対して不感症になりました。

身体症状は、小学生の頃から複数抱えていました。

思春期の頃になると、「共犯者だろ」「お前もあいつと同じ悪人なんだ」と思うようになり、加害者を訴える資格なんてないと、自ら口を閉ざしました。

その頃から、飲酒、泥酔状態での危険運転、有機溶剤吸引、自傷行為を繰り返していました。

そこから這い出ようと、なかったことにして強く生きることにしたのですが、自分たちの店を持ってから、仕事中にパニック障害が発症、不眠とアルコール依存で、38歳で専門的な医療に繋がってからは、寝ている時に、何度かフラッシュバックを起こし、体が硬直して動かなくなりました。

専門医の治療を受けるまでに、最終被害から、平均して20年～30年かかるという調査結果があり、私も24年かかりました。

被害者の中には、暴力や脅しで、恐怖心から加害者に従うしかない人たちもいます。

ですが、近親姦虐待の多くは、手懐けるような、優しく暴力も多いのです。

私は、誰かが気づいて、助け出して欲しい気持ちと同時に、世間にバレることで、私や家族がその先どうなるかが不安で、怖くて誰にも言えなかったのです。

加害者になる前の、大好きであった父や兄が、処罰されることにも抵抗がありました。

「厳罰化」を望んでいるのに、矛盾していると思われるかもしれませんが、それが私の正直な気持ちで、今も悩み続ける理由でもあります。

母は、自分が子供の時代に持てなかった、「家族」を作り上げ、必死で守ろうとしました。

そのために、姉や私に「我慢して欲しい」と頭を下げました。

私が 9 歳の頃に、姉が父からの性虐待を母に告白し、私も一緒に大学病院の産婦人科に「性病」の検査を受けに連れて行かれ、私は兄からの性虐待がバレることに怯えましたが、その時も何も起こりませんでした。

姉も我慢しました。

なぜみんな、苦しんでいるのに口を閉じたのでしょうか？

行く先が見えないからです。

恥だからです。

被害者も 加害者も 社会全体も 性被害に遭うことを「恥」と認識しています。

この認識を変えることで、被害を訴えやすい社会になると思います。

SIAb.の参加者2人からも、症例として話すことの許可をいただきました。

Aさんのケースは、父親と母親が一緒になってAさんに性虐待をしていました。中学の時、教師に勇気を出して告白し、Aさんが断ったのに家庭訪問をされ、教師がAさんの母親に「近親姦虐待があったのか？」と問い詰めました。が、母親はしらばっくれて否認。

あきらめた教師が帰ってしまった後、「こんなことをお父さんに言ったら殺される」などと、Aさんはお母さんから脅迫され、口止めをされました。

そして、妹からも「お父さんが自殺しちゃうから、黙っていた方がいい」と言われたそうです。

一方、Bさんは、日常的に母親からの暴力・暴言を受け、数日間、ご飯をもらえないなどの虐待があり、そんな母親よりは、父親の方がマシと思っていたそうです。

幼い頃、性虐待のことを友達に話したら、それが大人に伝わり、ただならぬ大人の顔色から「大変なことをしてしまった」と、しばらく被害について口を閉ざしたそうです。

カウンセラーに相談したことがあったのだけれども、「犬に噛まれたと思って早く忘れなさい」と言われ、母親からは「ドロボウ猫」と言われたそうです。

Bさんは、のちに警察介入、家族分離の措置が取られたのですが、「どうして被害者である私一人が、罰せられるように、家族から一人離されなくてはいけなかったのか？」と言っていたことがあります。

以上、ここまでをまとめると、子どもは助けを求めたり、何らかのサインを発信していて、しかし、それをキャッチしたり、安全に介入できるような知識や経験のある人たちに繋がれなければ、見過ごされ、状態を悪化させ、あきらめてしまうのです。

そして、善意や悪意、故意の隠蔽が繰り返されてしまうのです。

せっかく性犯罪の規定を改定し、非親告罪化しても、資料1にあげた『視点』や、『非親告罪化することについての担保条件』にあげたような周辺の整備をしないと、意味がないのです。

参考までに、公立の中学校において1年生(12歳)の時から半年間に亘って、部活の顧問教員からの性虐待(肛門への陰茎挿入)を受け続けた被害者であり、その一方で、痴漢行為で2度収監された加害者でもある男性の方から、今回の性犯罪規定の見直しについて、意見を伺いました。

彼は、現在、治療中です。

彼曰く、

「もちろん、厳罰化によって根本的な問題が解決するか?ということに関していえばNOですが、厳罰化によって、もっと早期に、加害者が治療につながるようになるのならよいことだし、被害を減らすという意味においては、厳罰化によって、社会の目も厳しくなるので、少しは効果があると思う。

その意味では有効だと思います。

ただ、懲役の期間を長くすることについては、ただ、懲役については現在の刑務所は残念ながら更生プログラムはあっても受けられる人はごく少数であり、プログラムの内容も時間も形だけのものであり、塙の外で生活することに苦しんで犯罪に走ったものにとって、むしろ塙の中はあらゆる誘惑や、家族や仕事に対するストレスから逃れられて、むしろ助かっている部分もあり、実情からいえば期間を長くすることは被害者感情への配慮や物理的に再犯を防ぐという意味はあるものの、加害者の治療、更生という意味においてはまったく意味がないと思います。」と回答してくれました。

加害者が、再犯を繰り返さないように、治療や教育などが必要なのです。

最後にもう一点。

なぜ、私たちは、被害者なのに救済されないのでしょうか?

子どもの頃から 被害に遭い、家族のために沈黙を強いられ、それでもやっと生き残って、危険な家から早く抜け出ようと努力し、自立して、働いて、きちんと税金を納め、やっと安心・安全を感じられる居場所が見つかった…と思ったら、後遺症に苦しみはじめ、自腹を切って治療費を払い続け…私の場合、10年間で治療費は約70万円に上り、精神状態が不安定で休業を取るなどでの年間損失が、300万円に上ったこともありました。そして、何年もかけて回復して、「さあ、過去と、加害者と戦うぞ！」と思ったら、時効が来てしまっているのです。

どうか、時効撤廃と近親姦罪を検討してください。  
よろしく申し上げます。